

平成21年 第2回  
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【8月6日】

# 目次

日時・場所	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明員	4
議事補助員	4
議事日程・会議に付した事件	4
開会・開議	5
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 副広域連合長あいさつ	5
日程第3 選挙第1号 議長の選挙	7
日程第4 会議録署名議員の指名	8
日程第5 諸般の報告	8
日程第6 議席の指定	8
日程第7 会期の決定	9
日程第8 選挙第2号 副議長の選挙	9
日程第9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて	
承認第1号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第4号)	
承認第2号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第4号)	
承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	10
日程第10 議案第9号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	12
日程第11 議案第10号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	12
日程第12 議案第11号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)	20

日程第 1 3	議案第 1 2 号 平成 2 1 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案 ( 第 1 号 )	2 0
日程第 1 4	議案第 1 3 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	2 3
日程第 1 5	同意第 1 号 監査委員の選任について	2 3
日程第 1 5	一般質問	2 4
日程第 1 6	請願第 2 号 後期高齢者医療制度に関する請願	3 2
閉会		3 5
会議録署名		3 6

日時・場所

平成21年8月6日(木) 14時00分

ホテルレガロ福岡(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

出席議員(66名)

1番 白石 一裕	28番 井本 宗司	54番 井上 利一
2番 山本 眞智子	29番 吉田 益美	55番 田頭 喜久己
3番 荒川 徹	30番 谷井 博美	56番 高倉 秀信
4番 中村 義雄	31番 井上 保廣	57番 筒井 秀来
5番 阿部 正剛	32番 松本 嶺男	58番 末崎 亨
6番 三角 公仁隆	33番 中村 隆象	60番 石川 潤一
7番 川辺 敦子	34番 小山 達生	61番 小川 光吉
8番 稲員 大三郎	35番 怡土 康男	62番 田中 礼助
9番 古賀 道雄	36番 有吉 哲信	63番 渡邊 元喜
10番 小野 晃	37番 松岡 賛	64番 中司 謙治
11番 栗原 伸夫	38番 塚本 勝人	66番 加治 忠一
12番 堀田 富子	39番 西原 親	67番 浦野 信義
13番 向野 敏昭	41番 安川 博	69番 伊藤 英明
14番 齊藤 守史	42番 三浦 正	70番 永原 讓二
15番 森山 元昭	43番 大西 勇	71番 春本 武男
17番 金子 健次	45番 長崎 武利	72番 浦田 弘二
18番 龍 益男	46番 久芳 菊司	73番 吉廣 啓子
19番 三田村 統之	47番 篠崎 久義	74番 白石 春夫
20番 桑野 照史	48番 川上 誠一	75番 今富 壽一郎
21番 植木 光治	49番 志岐 義臣	76番 鶴田 忠良
23番 釜井 健介	50番 宮内 實生	77番 新川 久三
24番 松下 俊男	51番 濱之上 喜郎	
26番 平原 四郎	52番 山本 康太郎	
27番 井上 澄和	53番 柴田 好輝	

欠席議員(11名)

16番 伊藤 信勝、22番 八並 康一、25番 平安 正知、40番 武末 茂喜  
44番 荒木 敏光、59番 安丸 国勝、65番 高木 良之

## 説明員

副広域連合長 山本 文男、事務局長 大津 秀明、会計管理者 三小田 一郎、  
監査委員 有村 康博、事務局次長 中田 功、  
医療費適正化等担当次長 桑原 更作、総務課長 宮田 英生、  
事業課長 安河内 裕治、総務課課長 安達 弘幸、事業課課長 末若 明

## 議事補助員

書記長 宮田 英生、書記 平野 伸治、書記 中島 徳洋

## 議事日程・会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 副広域連合長あいさつ
- 日程第 3 選挙第 1 号 議長の選挙
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 会期の決定
- 日程第 8 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 日程第 9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて
  - 承認第 1 号 平成 2 0 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第 4 号）
  - 承認第 2 号 平成 2 0 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）
  - 承認第 3 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
  - 承認第 4 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 9 号 平成 2 0 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 日程第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時

## 特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第 15 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 16 一般質問

日程第 17 請願第 2 号 後期高齢者医療制度に関する請願

開会・開議（14時00分）

**事務局長**（大津 秀明） 定刻になりましたので、議会の開会にあたり、議員の皆様申し上げます。現在、議長、副議長がともに欠けておりますので、議長の選挙まで地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中年長の議員は、上毛町の鶴田 忠良議員でございますので、鶴田議員をお願いをしたいと思っております。なお、一昨日から江藤広域連合長が急遽入院のため、本日の議会を欠席させていただきます。議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それでは、鶴田議員、議長席までお願いいたします。

**臨時議長**（鶴田 忠良） こんにちは。ただいまご紹介をいただきました上毛町の鶴田でございます。規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、平成21年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。現在の出席議員は66名でございます。議員定数は77名で定足数は39名であります。よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配布のとおりになります。

日程第 1 仮議席の指定

**臨時議長**（鶴田 忠良） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。

新たに当選されました議員の仮議席は、ただいまご着席をいただいております席を指定いたします。

日程第 2 副広域連合長あいさつ

**臨時議長**（鶴田 忠良） 次に、日程第2、「副広域連合長あいさつ」であります。副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。山本副広域連合長、よろしくお願いします。

**副広域連合長**（山本 文男） みなさん、こんにちは。私は副広域連合長の山本でございます。議員の皆様におかれましては、本日公務ご多忙の中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。連合長が病氣療養中のため、議会の開会にあたりましては私が代わってごあいさつを申し上げさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

さて、昨年4月に長寿医療制度が施行されました。これはもうご承知のとおりでございます。すでに一年が経過いたしました。この一年間、長寿医療制度につきましてはマスコミにも大きく取り上げられました。去年は注目を集めた年であったような気がいたします。長寿医療制度は、国民健康保険を将来に渡って維持していく、言い換えますと国民皆保険をうまく順調に運営していこうとこういうことで考えられたものでございます。これはもうご承知のとおりでございます。高齢者の方々の医療費を国民全体から分かち合って負担をしていくという考え方でございます。これもご承知のとおりでございます。従いまして、現役世代の人と、それから高齢者のみなさんが負担をしていくというそういう制度になっていることはご承知のとおりでございます。

制度改正さまざまな意見が出されておりました。まだまだ制度上にいろいろな疑問点があるということは、もうみなさんもお承知のとおりですけれども、しかし、かなりの修正、改正が行われてきておりました。制度そのものには、言うなれば骨格はきちんとできあがってそれを堅持していくことが必要であるということだけは最近の状況でお分かりのとおりであります。

また、本広域連合といたしまして九州各県の広域連合と連携いたしまして、国に対しましていろいろな問題については共同して、そして要請を国にしていましてありますが、ほとんどがそのつど改正をしてもらっているような状況であることはみなさまもご承知のとおりであります。これは、高齢者医療保険制度がいかに重要であるかという現状から、そういう風に地方の意見を十分に採択していく運営を国側がとっていると、いう風に私は思っているところでございます。

また、この制度そのものがまだまだ充分とは言えません。ですから、今の政党のマニフェストの中にもそういうことがあるいは入っているだろうと私は思うんですけれども、果たしてどういう風に改正することが一番いいのか、これはやっぱり我々も一人一人が考えて十分な高齢者医療保険制度というものを運営することが大変大事なことだと思ってるところでございます。

一方この運営につきましても、保険料の収納率は我がこの福岡県の広域連合では、98.6%と、予定どおりの保険料の収納率を上げているところでございます。これは、言うまでもなくその現役世代の人、高齢者の人たちが認識をされた上、しかも、今日ご臨席をいただいておりますみなさん方や、さらには、それぞれの市町村長さんやあるいは議員のみなさんあるいはそれぞれの役場、それから市役所等の関係のみなさん達が努力をしてくださったおかげであると思っているところでございます。私としては、大変ありがたく思っているところであります。

それからもう一つは、一番大事なことでございますけれども、いま私どもが考えるのは、医療そのものを受けて、そして満足するということだけでなく、医療のお世話にならない、言うなればいつも健康であるということをつくることの方が大事ではないかと、そう考えまして健康長寿医療計画を考えているところでございます。言うなれば、普段

から健康に注意をしていけば、医療のお世話にならなくても済むと、そういう考えでございます。いまこれを検討中でございますので、成案ができあがり次第みなさん方にまたご報告を申し上げて、実施に対してご協力を賜るようお願いしたいと思っております。

それから、これらについても、いま申し上げたその健康維持のためのやり方については、我々だけではなくて、みんなが理解をして全員で努力をしていくという考え方をまとめていくことも大事ではないかと、そう思っているところでございます。どうぞご理解の上、格別なご尽力を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

さて本日は、始めに専決処分についての報告と、次に平成20年度の決算の認定の議案、さらには人事案件を提出をいたしておりますので議員の皆様におかれましては、充分なるご審議の上、全議案についてご賛同を賜りますことをお願いを申し上げまして連合長に代わってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

### 日程第3 選挙第1号 議長の選挙

**臨時議長**(鶴田 忠良) 続いて、日程第3、「選挙第1号 議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**臨時議長**(鶴田 忠良) 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。被指名者を指名する議員を、臨時議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**臨時議長**(鶴田 忠良) 異議なしと認めます。

よって、被指名者を指名する議員を、臨時議長において指名することに決定いたしました。被指名者を指名する議員に、52番 山本 康太郎議員を指名いたします。52番、山本 康太郎議員、よろしく願い申し上げます。

**52番**(山本 康太郎議員) それでは、指名申し上げます。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に新宮町議会の議長であります長崎 武利議員を指名いたします。

**臨時議長**(鶴田 忠良) お諮りします。ただいま指名されました長崎 武利議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**臨時議長**(鶴田 忠良) 異議なしと認めます。

よって、長崎 武利議員が議長に当選されました。長崎議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。

**臨時議長**(鶴田 忠良) それでは、長崎議長に就任のごあいさつをお願い申し上げます。



52番(長崎 武利議員)こんにちは。ただいま、議長に推挙賜りました糟屋郡は新宮町の長崎でございます。一言、ごあいさつを申し上げます。この度、議長の要職に就かせていただきますことになりました。その責任の重さをひしひしと感じておる次第でございます。今後、議員のみなさま方のご協力を得ながら、この広域連合議会が住民の付託に応えられますように、そしてまた、この本議会の運営を円滑に行っていくようにがんばっていく所存でございます。どうか議員みなさま方のご支援とご協力を重ねてお願いを申し上げます、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

どうも、ありがとうございます。

臨時議長(鶴田 忠良)ありがとうございました。以上をもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

それでは、長崎議長、どうぞ議長席にご着席ください。

議長(長崎 武利)議事日程として、1号の2をお手元に配布のとおり、追加いたします。ご了承ください。

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

議長(長崎 武利) 次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、14番、齊藤 守史議員、46番、久芳 菊司議員を指名いたします。

#### 日程第5 諸般の報告

議長(長崎 武利) 次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選をされました方はお手元に配布しております議員異動報告書のとおりです。

次に、例月出納検査及び定期監査の結果報告です。監査委員からお手元に配布のとおり、平成21年1月から6月までにおける例月出納検査の報告及び平成20年3月から平成21年3月までの定期監査の報告がっておりますので、報告をいたします。

次に、本日議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので報告をいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第6 議席の指定

議長(長崎 武利) 次に、日程第6、「議席の指定」を行います。

新たに当選されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席をいただいております席を指定いたします。

## 日程第7 会期の決定

議長（長崎 武利） 次に、日程第7、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## 日程第8 選挙第2号 副議長の選挙

議長（長崎 武利） 次に、日程第8、「選挙第2号 副議長の選挙」です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。被指名者を指名する議員を、議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、被指名者を指名する議員を、議長において指名することに決定いたしました。被指名者を指名する議員に、30番 谷井 博美議員を指名いたします。30番、谷井 博美議員。

30番（谷井 博美議員） それでは、指名申し上げます。福岡県後期高齢者医療広域連合議会副議長に飯塚市議会の議長であります森山 元昭議員を指名いたします。

議長（長崎 武利） お諮りします。ただいま指名されました森山 元昭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、森山 元昭議員が副議長に当選されました。森山議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

議長（長崎 武利） 森山副議長に就任のごあいさつをお願いします。

30番（森山 元昭議員） ただいま副議長に推挙いただきました飯塚市の森山でございます。今後、本議会の円滑な運営のため議長の補佐役を担ってまいりますので、どうか議員の皆様のご支援ご協力を賜りたく、よろしく願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、私の就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

日程第9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて

承認第1号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第4号)

承認第2号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第4号)

承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

**議長**(長崎 武利) 次に、日程第9、「専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて」承認第1号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第4号)から承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大津事務局長。

**事務局長**(大津 秀明) それでは、承認第1号から承認第4号までを一括してご説明いたします。

始めに、別冊の「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計特別会計補正予算書(第4号)」をお願いいたします。1ページをご覧ください。

承認第1号専決処分についてご説明いたします。平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。理由でございますが、平成21年度における被保険者均等割額の9割軽減、及び所得割の5割軽減を実施するための国の補助金を受け入れる財源措置を行ったものでございます。

2ページは専決処分書でございます。国の平成20年度第2次補正予算が成立した後に、対応するため、3月31日で専決処分したものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)でございます。第1条歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,254万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、35億5,438万8千円とするものでございます。

事項別明細書の9ページ、10ページをお願いいたします。

一般会計の補正につきましては、保険料軽減のための国の補助金をいったん基金へ積み立てるためのものでございます。17億7,200万円余を国庫補助金として受け入

れて、11ページ、12ページになりますが、歳出で同額を臨時特例基金に積み立てるものがございます。

13ページをお願いいたします。承認第2号専決処分についてご説明いたします。

平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第4号)について、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものがございます。理由でございますけれども、調整交付金及び保険料軽減の額の確定に伴い、財源の組み替えを行ったものがございます。併せて、制度周知特別対策事業及び電算処理システム改修共同事業を国庫補助金等で実施するため、予算の補正をする必要があり、国の平成20年度第2次補正予算が成立した後に対応するため、3月31日で専決処分したのものです。

15ページをお願いいたします。

平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)でございます。第1条歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ5,491万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4,869億7,259万7千円とするものがございます。

事項別明細書の21ページ、22ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項2目保険料等負担金は、18億1,200万円余を増額しております。これは20年度保険料軽減対策の額の確定に伴い、調整するものがございます。2款2項1目調整交付金は、13億7,200万円余を減額しております。これは、普通調整交付金が12億2,100万円余の増額と、特別調整交付金の25億9,400万円余を減額する相殺分でございます。特別調整交付金の減額は、当初平成20年度の保険料軽減分については、特別調整交付金を財源としておりましたが、円滑運営臨時特例交付金基金事業が財政措置されたことに伴うものであり、この特例交付金はすでに交付済みでございます。9款1項1目臨時特例基金繰入金7億7,900万円余の減額は、被扶養者であった者の平成20年度の保険料軽減の額の確定に伴うものがございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費の負担金補助及び交付金5,400万円余につきましては、特別対策事業として市町村で実施した広報、相談体制整備費4,000万円と国保中央会が開発し広域連合に無償配布した標準システムについて、平成21年度の見直しに対応するため、広域連合と国保中央会が共同でシステム改修を行う経費1,490万円余でございます。

続きまして、別冊の「平成21年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会(定例会)議案」をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

の一部を改正する条例の専決処分についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。理由でございます。平成21年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額及び所得割額の減額に伴い、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた基金の処分に必要な事項を定めることに関し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

2ページは専決処分書でございます。

国の平成20年度第2次補正予算が成立した後に対応するため、3月31日で専決処分をさせていただいております。

3ページは条例改正内容、4ページは新旧対照表でございます。内容については、平成21年度に実施される被保険者均等割額の9割軽減分の補助金及び所得割額5割軽減分の補助金について、積み立てた基金から処分できる項目を第6条に追加するものでございます。

続きまして5ページをお願いします。

承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明いたします。地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。理由でございますが、平成21年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額を減額することに関し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

6ページは専決処分書でございます。

国の平成21年度補正予算が成立したことで、保険料軽減の実施を本年度の確定賦課をもって行うとの国の方針により、6月30日で専決処分させていただいております。

7ページは条例改正内容、8ページは新旧対照表でございます。内容については、平成21年度に実施される被保険者均等割額の9割軽減対象者を除く者に、8.5割軽減を継続して実施するため、附則に第9条を追加するものでございます。

以上、承認第1号から承認第4号までの専決処分についての説明を終わらせていただきます。

**議長**（長崎 武利）承認第1号から承認第4号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより一括して採決をいたします。

お諮りします。本4件を承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長**（長崎 武利）異議なしと認めます。

よって、本4件は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第9号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域一般会計歳入歳出決算 ~ 日程第11 議案第10号 平成20年度福岡県後期高齢

## 者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

**議長**（長崎 武利） 次に、日程第10、議案第9号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」から日程第11、議案第10号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」までの2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大津事務局長。

**事務局長**（大津 秀明） 議案第9号と議案第10号を併せてご説明いたします。

始めに、平成20年度一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。別冊の、平成20年度一般会計特別会計決算関係の資料をお願いいたします。

3ページをご覧ください。

議案第9号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、併せて同条第5項の規定により平成20年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳入でございますが、予算現額35億5,438万8千円に対し、収入済額は36億3,175万8,158円となっております。歳出でございますが、同じく予算現額35億5,438万8千円に対し、支出済額は35億2,515万7,424円となっております。収入済額と支出済額との差額1億660万734円は、翌年度へ繰越するものでございます。

6ページ、7ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金につきましては、市町村からの事務費負担金でございます。2款1項国庫補助金でございますが、31億3,516万円余の収入となっております。これは保険料軽減のための財源として、高齢者医療制度円滑臨時特例交付金31億2,800万円余と、特別調整交付金683万円余でございます。4款財産収入につきましては、臨時特例基金積立金の預金利子でございます。6款繰入金694万円余は、臨時特例基金からの繰入金でございます。7款繰越金1億1,407万円余は、平成19年度広域連合決算剰余金でございます。歳出につきましては、12ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

13ページの備考欄をご覧ください。1款1項1目議会費でございます。主な経費につきましては、報酬23万円、これは市町村議会から選出されている議員さんの報酬でございます。使用料及び賃借料は、議会開催のための会場使用料で28万円余を支出しております。2款総務費1項1目一般管理費でございます。職員給与関係で、2億8,000万円余を支出しております。委員会等関係費では、検討委員会の報酬など25万円余を支出しております。財務・会計・財産管理関係費の主なものでございますが、財

務会計システムの賃借料、保守委託料 1,547 万円余を支出しております。広報関係費では、制度改正等を周知するリーフレットの作成、及び新聞広告掲載の委託料として 3,400 万円余を支出しております。特別会計繰出金 3,932 万円余は、特別対策に係る広報を特別調整交付金で実施するために特別会計へ繰り出したものでございます。基金関係費 31 億 3,200 万円余は、保険料軽減分の国庫補助金を臨時特例基金へ積み立てたものでございます。2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員への報酬及び費用弁償等 4 万円余を支出しております。同じく 3 項監査委員費でございますが、監査委員への報酬及び費用弁償 7 万円余を支出しております。

14 ページ、15 ページをご覧ください。4 款公債費 5 款予備費については、支出はございません。

16 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 36 億 3,175 万 8 千円、歳出総額 35 億 2,515 万 7 千円であり、差し引き 1 億 660 万 1 千円は次年度への繰越となっております。

37 ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。広域連合の平成 21 年 3 月 31 日現在の財産について記載しております。臨時特例基金につきましては、保険料軽減対策や円滑な事業運営を実施するために、国が交付する高齢者医療制度円滑臨時特例交付金を基金に積み立てていますが、平成 21 年 3 月末の現在高は、8 億 2,352 万 7 千円となっております。

38 ページから 46 ページは、主要施策の成果等報告書及び予算の執行状況でございます。これらについては、先ほどの説明と内容が重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上、平成 20 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。引き続き、平成 20 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

ただいまの資料の 17 ページをご覧ください。

議案第 10 号「平成 20 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」でございます。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 20 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、併せて同条第 5 項の規定により平成 20 年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。歳入でございますが、予算現額 4,869 億 7,259 万 7 千円に対し、収入済額は 4,842 億 5,989 万 6,845 円となっております。歳出でございますが、同じく予算現額 4,869 億 7,259 万 7 千円に対し、支出済額は 4,745 億 9,981 万 759 円となっております。収入済額と支出済額との差額 9 億 6,008 万 6,086 円は、翌年度へ繰越するものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金につきましては、市町村からの保険料、療養給付費、事務費の負担金でございます。2款国庫支出金1項国庫負担金、1,153億2,300万円余は療養給付費と高額療養費の国の負担分でございます。2項国庫補助金の422億4,700万円余は、保険料軽減のための特別調整交付金、401億2,300万円余と高齢者医療制度円滑運営事業費補助金21億2,300万円余が主なものでございます。3款県支出金385億2,400万円余は、療養給付費と高額療養費の県の負担分が主なものでございます。5款支払基金交付金2,019億2,000万円余は、現役世代の支援金でございます。9款繰入金20億7,800万円余は、臨時特例基金からの繰入金が主なものでございます。11款諸収入1億8,400万円余は、預金利子1億3,000万円余と、第三者行為求償による納付金5,300万円余が主なものでございます。

歳出につきましては、30ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。31ページの備考欄をご覧ください。1款1項1目一般管理費の支出済額は、10億3,300万円余でございます。主な経費につきましては、広報関係費で1億5,200万円余、レセプト点検関係費で1億6,400万円余、その他保険給付関係費で1億2,000万円余、電算関係費で4億2,300万円余を支出しております。2款保険給付費は、4,728億3,100万円余を支出しておりまして、特別会計決算額の99.6%の執行率でございます。32ページ、33ページになりますが、それぞれ、療養諸費、高額療養諸費、その他医療給付費を支出しております。3款財政安定化基金拠出金4億6,600万円余は、国、県、広域連合が3分の1ずつ負担して、給付費の増、保険料の徴収減に伴うリスクを補完するものでございます。5款保健事業費2億4,100万円余は、健康診査実施に伴う経費が主なものでございます。

34ページ、35ページをご覧ください。6款から9款の予備費につきましては、支出はございません。

36ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,842億5,989万7千円、歳出総額4,745億9,981万1千円であり、差し引き96億6,008万6千円は次年度への繰越となっております。

以上、平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

**議長**（長崎 武利） 監査委員から報告を求めます。有村監査委員。

**監査委員**（有村 康博） 監査委員の有村でございます。監査報告を行います。去る6月29日、当広域連合の会議室におきまして、平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査を実施いたしました。監査にあたりましては、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行



されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて、関係職員から内容を聴取いたしました。監査の結果、平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は、関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書の方をご参照いただきたいと思います。今後の、予算編成におきましては、給付費を含めた事業経費の見込みを精査するとともに、適正な執行管理に努め、事務の効率化を一層進め、最小の経費で最大の効果を追求することはもちろん、国、県、市町村との連携を図りつつ適正な保険財政の運営を要望し、監査報告といたします。以上でございます。

**議長**（長崎 武利） ありがとうございます。議案第10号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、発言の通告がありますので、これを許可します。これから質疑を行います。質問の回数は会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」と呼びください。また、質疑の時間は会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき答弁時間を除き3回合計で10分以内といたしますのでご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。48番、川上 誠一議員。

**48番**（川上 誠一議員） みなさん、こんにちは。48番、芦屋町から選出されました川上 誠一でございます。会派は、日本共産党です。今回、連合議員に選出され、県内の後期高齢者の命と健康を守る上で、大変重要な役割を担う重責を感じ、身の引き締まる思いです。住民の代表として、高齢者と住民の声を広域連合と議会に届けたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまから議案の質疑を行います。議案第10号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、2点質問いたします。最初に、歳出の2款1項の療養諸費についてです。予算現額が、4,781億2,700万円で支出済額が4,673億2,967万1,853円で不用額が107億9,732万8,147円となっています。なぜ、約108億円もの不用額が出たのか、その理由を伺います。2点目に、同じく歳出の5款1項の健康保持増進事業費です。予算現額が7億7,451万1千円に対して、支出済額が2億4,173万2,962円となっていて、不用額が5億3,277万8,038円となっています。この不用額が5億3,277万8,038円出ているということは、31%の執行率となっています。この理由をお伺いいたします。以上で第1回目の質問を終わります。

**議長**（長崎 武利） 中田事務局次長。

**事務局次長**（中田 功） それでは、いまの川上議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の歳出の2款1項の療養費の不用額についてでございます。平成20年度の療養諸費、いわゆる給付費の執行率、これにつきましては予算現額に対しまして、97.8%となっております。療養諸費の費目ごとの執行率につきましては、療養給付費が97.8%、訪問看護療養費並びに審査支払手数料はいずれも100%となっております。

今回の不用額につきましては、医療給付費等の財源としまして、国庫負担金、県負担金、市町村負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金など当初予算額ベースの給付費総額で受入をしており、今後決算額に対し、精算後の返還金をこの中には含んでおりますので、実質の収支はさらに小さくなるものと考えております。また、療養諸費の月ごとの支払いは平均で425億円、一番多い月、最高月で444億円、最も低い月でも404億円であることを考えますと、適切な執行状況であると考えております。

続きまして、2点目の同じく歳出、5款1項健康保持増進事業の不用額についてでございますが、これは、健康診査事業経費として計上したものでございます。当初予算で、平成20年度被保険者総数見込み約52万人のうち、受診者を78,000人と見込んで予算化したところです。今回の不用額が生じたのは、健診の受診者数が2万2,966人と、受診者見込み数に比べまして約29%と低かったためでございます。受診率が低い要因には、いくつか考えられますが、まず一つ目には、広域連合としての健診がこの制度実施初年度であったということで、健診開始が7月下旬と遅れております。その関係で、受診期間が充分に取れなかったことが一つあるかと思っております。2つ目としましては、医療制度改革によりまして、健診の実施主体が今までとちがいで医療保険者が制度ごととなり、被保険者に分かりづらかったこと、そのほかこれまでお住まいの市町村で、一度に受診できていたがん健診や生活機能評価等との同時受診ができなくなったことなどが考えられます。以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 48番、川上 誠一議員。

**48番**（川上 誠一議員） それでは、2回目の質問をいたします。まず、療養給付費についてですが、予算より若干下回っているということで、適正であるとそういった答弁でありました。またあと、諸々の最終的な支払いにおければ、一定の水準まで達するんじゃないかというようでしたが、ただやはりこういった状況を見ますとですね、決算額において下回っているという点においては、やはり、私たちとしてはその後期高齢者医療制度の導入によってその高齢者の医療抑制、こういったものがやはり働いているんじゃないかというそういった懸念も持つわけです。平成21年の第1回広域連合におきまして、北九州市選出の日本共産党の柳井議員が医療抑制が起こっているんじゃないかというこういったことを指摘したことに対してですね、広域連合としては県全体で見れば医療費が減少している状況ではないという、こういった答弁されてます。しかしやはり、この100億円というそういった不用額が生じているということを考えればですね、やはり医療抑制、こういったものの懸念もですね考えるべきじゃないかというふうに思いますが、そういった点ではいかがお考えでしょうか。

それと、健康診査についてです。まあこれは先ほども言われましたように、広域連合では、平成20年の健診見込みを、被保険者数52万人に対して生活習慣病でない被保険者の30%を見込み、その半数の7万8千人を健診受診者と見ていたということですが、この予測自体も大変低いものですが、決算では29%、約3割の受診状況というこ

とになります。そういった点ではですね、この平成18年の老人保健法の受診者数と比べても約3割に満たない状況であるということになってます。健診を行ったというのはやはり、ほんの一部の高齢者であり、多くの高齢者が未健診というこういったことが実態としてあります。後期高齢者であってもやはり、定期的健康診断を受診し、病気の早期発見に努め、重症化を予防するということは、健康維持はもちろん、医療費の高騰を抑えることにつながっています。そういった点ではですね、今後どのようにして、健康診査を向上させるのか、どう対応するのか、その点を伺います。以上で第2回目の質問を終わります。

**議長**（長崎 武利） 中田事務局次長。

**事務局次長**（中田 功） ただいまのご質問にお答えいたします。制度が変わったことにより、療養諸費が予定より低いということは抑制につながっているんじゃないかという指摘がございましたが、これにつきましては、国民健康保険中央会が平成21年7月2日付けで公表しております国保・後期高齢者医療医療速報によりますと、全国の平成20年度の現金給付を除く後期高齢者一人当たりの医療費は、85万3,391円となり前年比でいきますと、1.6%の減少となっております。しかし本県は、一人当たり108万1,244円でありほぼ横ばいということになっております。全国的には、一人当たりの医療費あるいは日数は減少しておりますが、福岡県は一人当たりの医療費は横ばい、一人当たりの入院費は増加ということでございますので、本県の場合、老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わったことが療養諸費に直接影響を及ぼしている状況とはいえないと考えております。以上でございます。

それとあと受診率が非常に低いというご指摘でございましたけれども、これにつきましては、当初の見込みに比べますと確かに低い割合でございましたけれども、今後この受診率を向上させるために、いくつかの方法を進めていきたいと考えております。まず1つは、健診を年度当初の4月から受診できる体制とし、被保険者全員に受診券及び案内を送付しております。また、広域連合のホームページに健診につきまして掲載し、広く広報を行っております。2つ目に、県内66市町村のうち10市町村において市町村が実施されます集団健診でも受診ができるようにしました。3つ目に、県医師会会員以外の医院とも、個別の契約によりまして受診できるようにしております。4つ目に、被保険者の健康意識の高揚のために、長寿健康だよりの作成・配布及び新聞・市町村広報紙に健診の受診勧奨等を掲載していきたいと考えております。こういう方法で受診率向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 48番、川上 誠一議員。

**48番**（川上 誠一議員） それでは、3回目の質問をいたします。療養給付費についてはですね、こういった108億円が出たという、こういったことについては今後ともですね、分析と調査、こういったものを充分に行うことを要望いたします。それと次に健康診査につきましてはですね、いま4点対策について挙げられましたが、当然ですね、

そういったことはやっていただいて受診率を上げていただきたいと思いますけど、その健康診査については、老人保健法のおきには、国、県、市町村による負担で40歳以上を対象に健康診断が義務づけられていました。このおきには、その後後期高齢者医療になってですね、75歳以上の健康診断は努力義務という、こういったものの位置づけでですね、下がってしまいました。また、一部負担もあり今まで無料だった健診が本人負担が500円という、こういったことになり、こういったこともですね、受診抑制の原因の一つではないかというふうに考えられます。やはり、受診率を上げていくという点では、現在本人の一部負担の500円を無料とし、その財源としては本来負担をしていた県に求め、健診の向上を図るべきというふうに私は考えますが、その点ではいかがお考えでしょうか。最後の質問といたします。

**議長**（長崎 武利） 大津事務局長。

**事務局長**（大津 秀明） 川上議員の3回目のご質問にお答えいたします。確かに、健診の個人負担が無料の県もありますが、必ずしも無料の県の受診率が高いとは限らず、個人負担があっても受診率が高い県もございます。従って、500円の個人負担が受診率低下の原因とは考えていないということでございます。本県では一般健診など、従前から受診率が低く、長野県などのように、受診率が高く医療費が低い県に比べますとまだまだ健康づくりであったり予防に関心がよせられていない可能性もございます。従って、予防は治療に勝るといふ思想を深め、構成市町村の皆様と積極的に健康づくりや予防の啓発事業に取り組んでいきたい。で、受診率の向上に努めたいと考えております。また、県からの助成のお話もありましたが、以前から要望を行っているところであります。引き続き要望を行っていきたくて考えておりますけれども、また、与党PTの見直し方針の一つに健診の義務化があります。で、義務化がされますと当然その財源措置がされると思っておりますので、この動向も注視していきたくてというふうに考えております。以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 通告のございました質疑については、以上です。討論の通告がありましたので、これより討論を行います。48番、川上 誠一議員。

**48番**（川上 誠一議員） 48番、芦屋町の川上です。議案第10号に対する反対討論を行います。議案第10号に対する質疑で明らかにしたように、まあ医療給付の抑制や健康診査が十分に受診されていない、こういった問題があることも明らかになっていきます。さらに、様々な問題を抱えています。まず第一に、高すぎる保険料の問題です。保険料の全国平均は83,740円となっておりますが、福岡県では72,000円となっており、11,000円以上も高い保険料となっております。保険料の徴収猶予と軽減は見直しされましたが、それでも高齢者に大変な負担を押しつけるものとなっております。第二は、保険料の減免には法制度による措置と災害・所得減などごく限られたものだけで、広域連合独自で減免制度が設けてありません。国保では少なくない自治体で、独自の低所得者への減免制度を行っていましたが、後期高齢者医療制度ではそれらの制度を

生かそうとさえしておりません。しかも保険料は2年ごとに改正され、今後医療給付の増加に応じて、値上げが確実となっております。第三に、保険料が払えない人への資格証明書を発行しないと、はっきり約束されていません。低年金、無年金の人から保険証を取り上げれば命に関わる問題となります。さらに、後期高齢者医療制度では、診療報酬も別建てとなり、包括払いとか定額払いと言われるように医療給付の制限が導入されています。高齢者だけを別の医療保険制度に押し込め、死ぬまで保険料負担を強いて十分な医療も受けさせない、世界でも例がない後期高齢者医療制度は、中止・撤回すべきであるということを主張して、第10号議案に対する反対討論といたします。

**議長**（長崎 武利） 通告のございました討論については、以上です。これより、議案ごとに裁決をいたします。

まず、議案第9号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」を裁決いたします。お諮りします。本件について原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長**（長崎 武利）異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。次に、議案第10号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を裁決いたします。お諮りします。本件について原案のとおり認定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成多数）

**議長**（長崎 武利）ありがとうございました。賛成多数です。よって、本議案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第11号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号） ～ 日程第13 議案第12号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

**議長**（長崎 武利） 次に、日程第12、議案第11号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）」から日程第13、議案第12号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」までの2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大津事務局長。

**事務局長**（大津 秀明） 議案第11号及び議案第12号を併せてご説明いたします。

始めに、平成21年度一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。議案書の、平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計特別会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

議案第11号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)」でございます。第1条、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,354万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億9,331万8千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款国庫支出金を、5億4,197万4千円、7款繰越金を157万5千円増額し、歳出につきましては2款総務費を5億4,354万9千円増額するものでございます。詳細については事項別明細書をお願いします。

7ページ、8ページをご覧ください。

歳入でございますが、2款1項1目民生費国庫補助金につきましては、保険料の軽減について、平成20年度に8.5割軽減を受けた者のうち、21年度に7割軽減に戻る者に対し、引き続き8.5割軽減を継続するための国庫補助金で、5億4,100万円余を計上しております。これは、平成19年度に設置しました臨時特例基金に積み立てまして、平成21年度の保険料軽減の財源に充てるものでございます。また、繰越金157万5千円を計上しております。

次に歳出でございます。9ページ、10ページをお願いします。2款総務費1項1目一般管理費でございますが、積立金として歳入で説明いたしました国庫補助金5億4,100万円余を臨時特例基金積立金として計上しております。また、ジェネリック希望カードを作成する経費として、157万5千円を特別会計へ繰り出し、事業執行を行うものでございます。

以上、議案第11号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)」の説明を終わらせていただきます。

次に、平成21年度特別会計補正予算案(第1号)についてご説明します。11ページをお願いします。

議案第12号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)」でございます。第1条、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,261万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5,616億3,231万3千円とするものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、1款分担金及び負担金を、23億4,861万円余減額いたしまして、2款国庫支出金を7,035万円余、9款繰入金を24億1,087万円余増額するものでございます。次に、歳出につきましては、1款総務費を7,681万円余増額し、8款諸支出金を5,580万円増額するものでございます。詳細については事項別明細書をお願いします。

17ページ、18ページをご覧ください。

歳入でございますが、8.5割軽減の継続のための措置に対し、基金繰入金や国庫補助金等との相殺などがございまして、1款1項2目保険料等負担金を、23億4,861万円余減額しております。2款2項1目調整交付金は、平成20年4月から12月までに75歳になった方の到達月に発生する自己負担額の増額分を解消するための高額療養費特別支給金で、6,247万円余と、長寿健康増進事業として、630万円を計上しております。2目民生費国庫補助金157万5千円は、ジェネリック希望カード作成費に対する補助金でございます。9款1項1目臨時特例基金繰入金でございますが、保険料軽減のために、基金積立金を特別会計に繰り入れるもので、24億929万円余を計上しております。2項一般会計繰入金157万5千円は、ジェネリック希望カードを作成する経費の一般財源分でございます。

次に歳出でございますが、19ページ、20ページをお願いします。ここで、訂正をさせていただきます。本日、お手元に正誤表をお配りしておりますけれども、19ページ、23ページにつきまして、財源内訳欄に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。それでは続きまして、1款1項1目一般管理費で、7,681万円余を計上しております。これは、長寿医療制度の改正を含めた周知及び健康づくり啓発事業として、7,013万円余と、高額療養費特別支給金事務費として、667万円余を計上しております。21ページをお願いします。保険料軽減対策のため、保険料を減額して国の財源である基金繰入金を増額する財源構成を組み替えるものでございます。23ページ、24ページをお願いします。8款1項3目高額療養費特別支給金5,580万円は、75歳到達月に発生する自己負担分の増額分を解消するため、該当する被保険者に特別支給金を支給するものでございます。

以上、議案第12号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)」の説明を終わらせていただきます。

**議長**(長崎 武利) 議案第11号から議案第12号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより、議案ごとに裁決をいたします。まず、議案第11号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)」を裁決いたします。お諮りします。本件について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**(長崎 武利) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第12号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)」を裁決いたします。お諮りします。本件について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（長崎 武利）異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

議長（長崎 武利） 日程第 14、議案第 13 号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 平成 21 年第 2 回福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）議案をご覧ください。

議案書の 9 ページをお願いいたします。議案第 13 号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、平成 21 年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額に伴い、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた基金の処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

10 ページは条例改正案、11 ページは新旧対照表でございます。内容につきましては、平成 21 年度に実施される被保険者均等割額 8.5 割軽減分の補助金を積み立てた基金から処分できる項目を第 6 条に追加するものでございます。

以上、議案第 13 号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の説明を終わらせていただきます。

議長（長崎 武利） 議案第 13 号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより、裁決をいたします。お諮りします。本件について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利）異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 同意第 1 号 監査委員の選任について

議長（長崎 武利） 次に、日程第 15、同意第 1 号「監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、52 番、山本 康太郎議員の退席を求めます。

（52 番 山本 康太郎議員退席）

議長（長崎 武利） 提案理由の説明を求めます。山本副広域連合長。

副広域連合長（山本 文男） 監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。



す。平成21年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会で、定例議会の議案2の1のページをご覧ください。本案は福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、監査委員のうち広域連合議員の中から選任する者について、議会の同意を求めるものでございます。山本康太郎議員は、現小竹町長であり、適任と存じますので、何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。終わります。

**議長**(長崎 武利) 本件について、これより質疑を行います。質疑がある議員は、起立して「議長」と呼び、議席番号及び氏名を教えてください。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長**(長崎 武利) 質疑なしと認めます。これより、討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長**(長崎 武利) 討論なしと認めます。これより裁決をいたします。お諮りします。本件について原案に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**(長崎 武利) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案に同意することに決定をしました。退席中の山本 康太郎議員の入場を許可します。

(52番 山本 康太郎議員入場)

**議長**(長崎 武利) 山本議員が席に戻られましたので、山本議員を監査委員に選任することに決定したことを告知します。

## 日程第16 一般質問

**議長**(長崎 武利) 次に、日程第16、「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、20分以内といたしますので、ご了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

3番、荒川 徹議員。

**3番**(荒川 徹議員) 北九州市選出の荒川 徹でございます。日本共産党を代表して、一般質問を行います。私も、今回初めて広域連合の議員に選出されました。その責任の重さを強く感じており、しっかり役割を果たしていきたいというふうに決意いたしております。

さて、本日は江藤連合長の見解をお伺いすることになっておりましたが、急なご病気でご療養中との由、江藤連合長にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復を願っております。

後期高齢者医療制度が始まってから、1年4ヶ月が経過しました。75歳という年齢で線引きし、高齢者に重たい負担と差別的な医療を押しつける制度として、その廃止を求める世論は引き続き強く、目前の衆議院選挙でも争点の一つになろうとしております。一方、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームは、本年4月3日に高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方を発表し、自公政権合意を踏まえ、高齢者の方々の心情に配慮するとともに、全ての世代の納得と共感が得られるものとなるよう、よりよい制度への抜本的な改善・見直しを図るとして、費用負担のあり方、年齢のみによる区分のあり方、高齢者の保険料、窓口負担のあり方、医療サービスの見直し等を打ち出しております。その中でまず、費用負担のあり方については、前期高齢者医療制度の導入により負担が重くなった健保組合等の負担軽減を図るための公費の投入、高齢者の保険料負担が将来的に安心できる水準に維持できるようにするための公費の追加投入についての検討を進め、財政状況の厳しい健保組合等の負担軽減のための拠出金の分担方法の見直しや財政支援の拡大を図るとしてしております。また、年齢のみによる区分のあり方についてとして、65歳で区分するなど年齢区分を見直す方向について安定的な財源の確保と併せ、費用負担のあり方や国保との運営の一元化を含めた抜本的な見直し、被用者保険の被保険者であった人、つまり健保本人については被用者保険に残し、被用者保険の被扶養者であった人の取扱いについても、軽減措置のあり方を検討するといったしております。高齢者の保険料等については、軽減措置等の継続実施や保険料滞納者に対しては機械的に資格証明書を交付せず、きめ細かな納付相談等を行うとしております。さらに、65歳から74歳のいわゆる前期高齢者の窓口負担割合のあり方についての検討や、特に所得が低い高齢者の自己負担限度額の引き下げを検討することとしております。医療サービス等についても75歳以上に限定されている、後期高齢者診療料や終末期相談支援料など、名称を含めて診療報酬体系の必要な見直しを行う。75歳以上の健康診査についても、保険者の努力義務から実施義務に見直すことを通じて受診率の向上を図るとするなど、高齢者を切り離して、医療に差別を持ちこむものとして当初から批判の強かった部分の見直しを迫られるものとなっております。まさに、後期高齢者医療の廃止を求める広範な国民の世論によって、これまでも様々な見直しが図られてまいりましたが、今回の与党プロジェクトチームが基本的考え方を通じて制度実施を強行してきた側が、制度そのものの根幹に関わる見直しを打ち出してきたことは、10年に渡る議論を経て制度化されたというこの制度自体が、構造的欠陥を持っていることを物語っていると云わなければなりません。

それでは、この間の本議会での議論を踏まえ、質問に入ります。

まず、与党プロジェクトチームの打ち出した基本的考え方についての見解を伺います。これまで、福岡県広域連合として国に対し被保険者の自己負担についての十分な低所得者対策、低所得者をはじめとする保険料の軽減のため等の財政支援の拡充、保健事業に対する財政支援と事業のあり方を見直し、市町村財政を圧迫することがないよう地方財

政措置の充実等々を繰り返し求めており、広域連合として制度を運営する上で様々な課題について問題意識を持ってると考えております。また、前定例会において連合長は質問に対する答弁の中で、改善すべき点は改善することが重要であり、国の動向を注視注目しなければならないと発言しております。そこで、今回の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが発表した高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方についての広域連合の見解を伺います。

次に、本制度による被保険者の受診動向の影響に関して伺います。前定例会に、平成20年度の上半期で一人当たりの入院外の診療費が前年度と比べて0.74%落ちてる等の原因について、医療費適正化等担当次長は「これから分析を進め、これから医療費の動向等を把握したい」と答弁されております。後期高齢者医療制度がスタートして以降、この制度の実施前と比較して、被保険者の受診動向にどのような影響が生じているか、現時点での広域連合としての見解を伺います。

次に、保険料の滞納状況と滞納者への保険証発行に関する方針について伺います。直近の資料によると、昨年7月から今年3月にかけて、保険料の普通徴収対象者のうち滞納者の延べ人数は49,389人で、普通徴収対象者全体の4.2%となっております。法第54条第4項の規定により、保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納入しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとなっております。そして広域連合は、当該被保険者に対し資格証明書を発行するとなっておりますが、資格証明書の交付を受けた場合、事実上医療から排除されることになり、高齢者にとっては命に関わる問題となります。後期高齢者医療制度の被保険者のうち、約4割の方々が生活保護基準を下回る所得しかないと推定されるもとの、保険料負担が生活を圧迫し、保険料を払いたくても払うことができない高齢者が必要な医療を受けることができないという事態が生じないよう配慮すべきであり、そのための十分な対策を強く求めるものであります。先に紹介した与党プロジェクトチームの基本的考え方においても、保険料滞納者については、機械的に資格証明書を交付せずきめ細かな納付相談や収納対策を行うとしていますが、広域連合としての保険料滞納者に対する保険証の交付について、今後の方針を伺います。

次に、被保険者の窓口負担について伺います。まず、「高齢者の医療の確保に関する法律」第69条では、特別事情による一部負担金の徴収猶予、減免等が規定されております。広域連合のホームページには、平成21年度版の制度説明用リーフレットが掲載され、「災害など特別な理由により著しく収入が減少し、医療機関への支払が一時的に困難となった場合、申請により自己負担額の減免・支払猶予が受けられる場合があります」と書かれております。同ホームページでは、「7月24日以降の豪雨で被災された方へ」とのお知らせが掲載されており、今回の豪雨の被災者がその被害の程度によって、減免や徴収猶予できることがありますとなっておりますが、他にどのようなケースが対象

となるのか、またこの間の適用の実績について答弁を求めます。

被保険者の窓口負担について、もう1点伺います。石川県川北町では、先月の臨時町議会で、75歳以上の高齢者の医療費を無料化するための条例と、給付費などを含む補正予算を可決し、来年1月診療分から施行されるとの報道がありました。高齢者が、医療機関でいったん医療費を支払った後、領収書を添付して町に申請し還付を受けるという仕組みであります。厚生労働省によると、75歳以上の個人負担分無料化は、東京都日の出町に続いて全国2番目になるとのことです。医療費の窓口での負担が、高齢者に重たくのしかかっていることは極めて深刻な問題であり、その負担軽減を求める声は切実であります。そこで、窓口負担を無料化する自治体のこのような措置について、広域連合としての見解を伺います。

最後に、健診の受診率に関して伺います。さきほどの質疑の中でも、昨年度の受診率が30%程度にとどまったことについての見解が示されました。政府も生活習慣病の早期発見のために、健診が重要であるとしています。健康保持のための日常生活における努力と、病気を早期に発見し、軽いうちに早めに治療することは、結果として医療費の抑制にもつながってきます。後期高齢者医療制度における健康診査を努力義務から実施義務とする見直しも提起されている下で、500円の自己負担を無料化するなど健診の受診率を向上させるための広域連合としての積極的な取り組みを強く求め、先ほどの質疑と重なりますので、この点は要望といたします。

以上で、私の最初の質問を終わります。

**議長**（長崎 武利） 大津事務局長。

**事務局長**（大津 秀明） 荒川議員のご質問にお答えします。まず1項目目の与党プロジェクトチームの基本的考え方についてでございます。この与党プロジェクトチームの基本的考え方につきましては、これまで広域連合として要望を行ってきた所得の少ない方に対する保険料の軽減措置、またそのことに伴う国による財源の補填措置等、今回の見直しによりすでに実施されているものもありますが、今後さらに検討が行われるものもあります。各広域連合においても制度の見直しについて国等に提案を行ってきたところですが、被保険者の声を制度改善に更に反映させるとともに、より円滑な運営を遂行するため、本年6月に「全国後期高齢者医療広域連合協議会」を設立し、被保険者の皆様が将来にわたり持続可能な制度となるよう、全国の広域連合が連携して国等に対し意見表明を行えるようにしたものでございます。今後も、国における制度の見直しの動向に注視し、適宜適切な時期に要望活動等を行い、制度運営の向上を目指していきたいと考えているところでございます。

次に、本制度における被保険者の受診動向等への影響に関してでございます。後期高齢者医療制度移行後の医療費につきましては、平成20年度は4月から翌年2月までの11ヶ月が対象であったこと、また老人保険制度時の対象者の範囲が異なること等もあり、なかなか単純な比較ができない状況でございます。本県における平成20年度実績

平均の被保険者数は518,281人、医療費は決算ベースで、5,145億1,000万円、これを12ヶ月換算にしますと、約5,612億8,000万円となり、1人当たりの医療費は108万2,971円であります。国の老人事業年報の平成18年度医療費総額実績全体の値を100としますと、平成20年度の入院については受診件数で98.4、診療延べ日数で98.1、費用額は103.5の水準であります。また入院外では、受診件数で99.4、診療延べ日数で93.9、費用額で98.9でございます。同じく平成18年度の1人当たりの医療費実績の値を100とした場合で比較しますと、平成20年度の入院については受診件数で100.5、診療延べ日数で100.2、費用額は105.7の水準であります。また入院外では、受診件数で101.5、診療延べ日数で95.9、費用額で101.0でございます。

次に、保険料滞納者に対する被保険者証の交付に関する方針についてでございます。ご質問の中にもありましたとおり、保険料の納期限から1年が経過するまでの間に保険料を納付しない場合の対応として、高齢者の医療の確保に関する法律は、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付をするものとしております。本広域連合では、十分な負担能力を有するにも関わらず、再三の納付の求めにも応じない被保険者を放置することは被保険者間の負担の公平性及び健全な財政運営の観点から適当でないため、資格証明書の交付は必要なものと考えております。ただし、運用にあたっては、機械的に行うものではなく、事業の休廃止などの特別の事情を考慮すべきものとされ、従って、納付相談等の機会を通じ保険料を納められない個々の事情を適切に把握するなど、きめ細やかな対応が必要であると理解をしております。なお、具体的な運用につきましては、厚生労働省が、運用に係る留意点として「被保険者との接触の機会を増やすために、短期被保険者証の交付を繰り返し行うことが重要である」旨の見解を示していることを受け、資格証明書の交付に先立ち短期被保険者証を交付する取扱いを行うことが適当であると考えております。しかし本広域連合においては、被保険者証の有効期限を平成22年7月末日と定めているため、21年度においては被保険者証の更新を行う機会がなく、こうした取扱いができないという事情から短期被保険者証の活用も含め、平成22年度から運用を始める予定としております。

次に、一部負担金の減免、徴収猶予についてでございます。一部負担金の減免、徴収猶予につきましては、現に医療機関にかかっているか、これからかかることが確実な方が申請されるものとなっております。その中で高齢者の医療の確保に関する法律第69条、同施行規則第33条に基づいて、本広域連合の後期高齢者医療に関する規則第9条に該当事由を規定をしているところでございます。その内容としましては、4項目ございます。震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。2つに、干ばつ、冷害、凍霜害、いわゆる霜、凍結等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。3つ目に事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。4つに、

重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことであります。また、これらを適用したケースとしまして、平成20年度に火災により2件の減免申請があり、2件とも減額決定をしております。なお、平成21年度につきましては、7月の水害に関連しまして、8月4日現在で26件の申請がっております。

次に、窓口負担を無料化する自治体についてでございます。受診時の医療機関等における窓口負担、つまり一部負担金につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、支払わなければならないと規定をされております。これは被保険者の負担の公平性を確保するために設けられたものでございまして、本広域連合といたしましても、法の規定に従い運用すべきと考えております。

以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 3番、荒川 徹議員。

**3番**（荒川 徹議員） それでは残りの時間、2回目の質問をさせていただきます。

まず第1に、与党プロジェクトチームの基本的考え方には、先ほど述べましたように制度の根幹に関わる見直しを打ち出しております。75歳という年齢で線引きし、入院3ヶ月を過ぎた時点から診療単価を74歳以下の人より大幅に引き下げ、いわゆる病院からの追い出しの仕組みを設けているこの制度が国民の強い批判を受け、事実上破綻していることを物語っていると思います。10年の議論を経て実施されたという制度が、繰り返しになりますが、実施後わずかの期間に根幹にかかわる改定を迫られている現状であり、広域連合として、制度の廃止を国に要望することを求め、これに対するお答えをいただきたいと思っております。

次に、この間の受診動向や医療費の推移に関しては、先ほどの説明でも現時点で影響に関する分析が必ずしもできていないというふうにお答えになったと思っております。今後、高齢者の健康を保持し適切な医療を提供していく上で受診動向や医療費の推移の分析は大変重要な問題であると考えております。これについては、的確に対応していただくよう要望いたします。

また、厚生労働省はいわゆる「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない」場合を悪質とし、資格証明書の発行対象とするとして、その「相当な収入」に関する広域連合の運用基準を設けるよう求めております。先ほど答弁がございましたが、この運用基準に関する広域連合としての検討状況について答弁を求めます。

また、特別事情による一部負担金の徴収猶予、減免等について、現在これについては法律と規則に基づいて対応しているとのことでありますが、必ずしも周知徹底されているとは思えません。適用について、誰でも分かりやすく周知するための要綱を作って公開するなど改善が必要ではないかと思っておりますが、これについての答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

**議長**（長崎 武利） 大津事務局長。

**事務局長**（大津 秀明） 荒川議員の2回目の質問にお答えいたします。プロジェクトチームの基本的考え方につきましては、先ほども述べましたとおり、長寿医療制度を含めた高齢者医療制度をより良くするための検討事項が示されたものと考えております。本広域連合としまして、国の動向を注視しながら、広域連合の全国組織を通じて、改善すべき点は改善するようにしっかりと要請していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、相当な収入に関する運用基準の検討状況でございます。先ほども申し上げましたとおり、本広域連合では、資格証明書等に係る運用を平成22年度から始める予定としております。それまでの間において、他の広域連合の運用基準や全国的な運用の状況などを調査し、その結果を踏まえて、また今後の国の動向なども見ながら検討を進めていくこととしているところでございます。

次に、特別事情による一部負担金の徴収猶予、減免等の運用についてでございます。一部負担金の減免、及び徴収猶予に関する具体的な基準を本広域連合の後期高齢者医療に関する規則第9条に定めるとともに、多様な事例に対応できるよう個別の取扱いについては運用基準を設け、制度開始から市町村に周知し運用しているところでございます。また、運用基準の公表については、本制度のリーフレットやホームページにその制度の趣旨を掲載するとともに、一部負担金の減免及び徴収猶予の申請受付は、各市町村窓口となっており、被保険者からの相談等に個別ケースごとにきめ細やかな対応をいただいております。

以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 3番、荒川 徹議員。

**3番**（荒川 徹議員） それでは、いま2回目の質問に対する答弁をいただきましたが、私の所見を述べて意見とさせていただきたいと思っております。

私は先日、北九州市内の病院で起こったある出来事について胸を痛めたところであります。その病院では、先月七夕の際に入院患者にそれぞれ願いを書いてもらって短冊を作るといことがされたそうですが、90代のご婦人が「早く命が終わって欲しい」と、「これ以上家族や周囲に迷惑をかけることは忍びない」ということを書かれたそうであります。病院のスタッフが慌ててご本人に対してとりなしたということですが、こうした思いを多くの高齢者のみなさんがいまお持ちではないかというふうに思います。今日は折しも、広島の被爆64周年となっておりますが、この戦前・戦中・戦後を通じて本当に懸命に生きてこられた多くの高齢者のみなさんが今回の後期高齢者医療制度によってまさに姥捨て山に追いやられるような思いを抱いていらっしゃるのではないのでしょうか。私はこの高齢者の医療に差別を持ち込む後期高齢者医療制度、先ほど繰り返し述べましたように、事実上制度の破綻をきたしているという観点から、早期に廃止をすることが必要だというふうに思います。併せて、この深刻な不況の下で、また年金・医療・介護等の社会保障制度の後退の下で極めて厳しい暮らしを余儀なくされている高齢

者を始めとする、社会的弱者に対するセーフティネットの社会保障制度を抜本的に充実させることが必要だということを申し上げて、私の意見とさせていただきます。

**議長**（長崎 武利） 次に50番、宮内 實生議員。

**50番**（宮内 實生議員） 50番、岡垣町選出の議員であります、岡垣町長の宮内でございます。先ほどからこの後期高齢者医療の制度のあり方についていろいろと要望等も出ておりますけれども、私もこの後期高齢者医療については多くの課題と問題を抱えていると、そして国の動向、あるいは国に要望すべき点は要望するという点については私も全く考え方も同一でありますけれども、そのことを前提に質問をさせていただきます。

まず、後期高齢者の健康相談に係る事業、特に健康優良者に対する事業について質問をさせていただきます。福岡県の高齢者の医療費については、7年連続で日本一であるというふうに聞いております。高齢者になると身体的に医療にかかる必要が多くなる中で、一方では日ごろから健康管理に努め、療養の給付を受けることもなく健康に生活している高齢者も数多くおられるわけであります。このように、医療費の問題については日ごろからの健康づくりに取り組むことが重要であるというふうに考えております。岡垣町では、国民健康保険の被保険者、1年間と5年間療養の給付を受けることなく健康であるという被保険者に対して健康優良表彰を行っております。そこで質問でありますけれども、広域連合において健康長寿医療計画の策定も検討されるというふうに聞いております。高齢者の健康増進に係る事業への取り組みの検討状況、なかでも先ほど述べたような健康優良者を敬意と誠意を持って表彰することなどが、高齢者の健康管理意識の普及、高揚に繋がる重要な施策と考えているが、広域連合の見解をお伺いしたいというふうに思います。

併せて、議会の運営について意見を述べておきたいと思います。本県66市町村で構成をされておりますこの広域連合の議会、各市町村を代表して議員として参加をされております、そのみなさんがですね、住民のために日々東奔西走されている。そういった非常にお忙しい方ばかりでございます。本日、その貴重な時間を拝借して質問をしているわけでございますけれどもこの中で本当に多くの方がですね、質問しやすい、この制度のあり方について議論しやすいような、そういった議会にすべきではないかなと。そういう点において、できるだけ多くの方が一般質問しやすいように、時間等の配分について充分にご検討いただきたいというふうに考えております。これは、要望というかたちですね、お願いしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 大津事務局長。

**事務局長**（大津 秀明） 宮内議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおり、福岡県の高齢者の医療費は、平成14年度から7年連続で全国一という状況にあります。そこで、本広域連合では、高齢者の医療の確保に関する法律の精神を踏まえ、保険者の責務



として抜本的な対応策を検討するために、仮称でございますが「健康長寿医療計画」を策定すべく、本年5月に広域連合事務局に医療費適正化プロジェクト推進会議を立ち上げたところでございます。

これは、連合長が本部長になりまして現在、高齢者の健康づくりと保険財政の安定化に向けた将来の取り組みなどについて鋭意検討を進めておりますけれども、計画策定と合わせて、さきほど補正予算でご承認をいただきました「ジェネリック医薬品希望カード」の作成・配布、「健康づくり啓発事業」の実施など、今できることから始めていくという姿勢で取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の件であります。県内には、高齢にもかかわらず日々健康管理に努め、療養の給付を受けることもなく、元気に暮らしている方々が多数いらっしゃいます。そうした中で、これらのみなさんが引き続き健康で、元気であるための励みや意識の向上に繋がる施策なども含めて健康づくりに関する事業の実施について、広域連合で行う場合の規模、内容、また市町村との連携、役割分担、財源の問題などを勘案して答えを出していきたいと考えております。いずれにしても、構成市町村や関連団体と連携して、健康で安心して高齢者のみなさんが過ごせるよう、ひいては7年連続の全国一高い医療費を返上するための大切な第1歩にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長**（長崎 武利） 議会の運営に関しては要望というふうに受け止めてよろしゅうございますか。はい。通告のございました質問は以上ですので、これにて一般質問を終わります。

#### 日程第17 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願

**議長**（長崎 武利） 次に、日程第17、請願第2号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

3番、荒川 徹議員。

**3番**（荒川 徹議員） ただいま議案となりました請願第2号「後期高齢者医療制度に関する請願」について、文書表の概要についてご説明をいたします。昨年以降、金融危機が世界を覆い、小泉構造改革により医療現場の崩壊を始めとした様々な分野のセーフティネットが破壊され、餓死者や自殺者が増加し、深刻な貧困の連鎖が広がっております。政権与党やこれまで構造改革を推進してきた経済学者の中からも構造改革路線の誤りを認め、新自由主義の破綻が証明される事態となりました。この間、診療報酬が4回連続引き下げられ、介護報酬が2回これまた引き下げられ、生活保護の老齢加算、母子加算の全廃、障害者自立支援法の施行、そして高齢者の医療費の抑制を目的に、後期高齢者医療制度が施行され、いまや医療や介護は崩壊の危機に瀕しております。政府は、経済財政の基本方針2009原案に対する与党内の議員の反発を受け、ついに2010

年度予算での社会保障費の削減を撤回いたしました。今回、後期高齢者医療制度の実施に伴い、健保組合の存立自体が危機的状況に追い込まれるなど様々な影響が出ております。このような中で、東京都の日の出町や石川県川北町でも窓口負担が無料化されようとしております。後期高齢者医療制度は、あからさまに高齢者と障害者を別枠にして差別し、2025年度の医療費削減目標8兆円のうち5兆円という最大の成果を上げることが公約したものであります。医療費が最も必要に迫られる高齢者や障害者だけの保険として、保険原理上も不合理きわまりないものであるこの後期高齢者医療制度は、廃止すべきだというのがこの請願の趣旨であります。

今回出されておりますこの請願の項目は、まず1年を超えた保険料滞納者について保険料を滞納しても資格証明書を発行することなく、全ての被保険者に保険証を交付すること、2番目に窓口一部負担金を無料にすること、そして、一部負担金の徴収猶予、減免、免除に関し被保険者がそれに該当するに至った場合には、いつでも申請ができるように広報などで周知すること、65歳から74歳までの重度障害者が後期高齢者医療制度に加入しなくとも、県の医療費助成制度が受けられるように県に要請すること、そして後期高齢者医療制度を廃止し、いったん老人保険制度に戻すよう国に要請することを求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、紹介議員としてのこの請願の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長**（長崎 武利） 本請願に対する執行部の参考意見を求めます。

中田事務局次長。

**事務局次長**（中田 功） それでは、後期高齢者医療制度に関する請願として、資格証明書、一部負担金などの項目について要望が出されておりますので執行部の考え方を述べさせていただきます。

まず、項目1の資格証明書につきましては、十分な負担能力を有しているにもかかわらず、度々の納付の求めにも応じない滞納者を放置することは、制度を運営していくうえで、また、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも適当ではないため、このような場合の措置として、資格証明書の交付は必要であると考えております。なお、この運用に当たりましては、保険料を納付できない個々の事情の把握に努めるなど、きめ細やかな対応が必要であると理解をしております。

次に、項目2の受診時の医療機関等における窓口負担、つまり一部負担金につきましては高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項におきまして、一部負担金として当該保険医療機関等に支払わなければならないと規定されております。これは被保険者の負担の公平性を確保するために設けられたものであり、本広域連合といたしましては、法の規定に従い運用すべきと考えております。

次に、項目3の一部負担金の減免及び徴収猶予につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第69条同法施行規則第33条に一部負担金の減免、徴収猶予の規定が定

められており、これに基づきまして本広域連合の後期高齢者医療に関する規則第9条に一部負担金の減免及び徴収猶予の規定を定めるとともに、具体的な取扱いについては運用基準を作成し、制度開始当初から県内市町村に周知し運用をしているところでございます。この制度につきましては、ホームページ、あるいは被保険者証送付の際に同封をしておりますリーフレットに掲載もしているところでございます。なお、申請の受付は市町村となっておりますので市町村との連携を取りながら遺漏なく取り扱っていきたいと考えております。

次に、重度障害者に係る医療費助成制度につきましては、福岡県の独自事業であり、その見直しにつきましては、実施主体である福岡県の今後の動きを注視していきたいと考えております。

次に、項目5の長寿医療制度につきましては、老人保険制度の課題や問題点を改善すべく長年に亘り多くの専門家、関係者が議論を積み重ねた上で得られた成果であり、高齢者の方々の医療費を国民全体で分かち合い、高齢者の医療を守っていくためには、この制度そのものの骨格は堅持しながら、やはり、改善すべき点は粛々と改善していくということが大切だと認識しております。

以上、請願に対する広域連合の考え方につきまして説明を終わらせていただきます。

**議長**（長崎 武利） 本件について、討論の通告がありますので、これを許可します。48番、川上 誠一議員。

**48番**（川上 誠一議員） 48番、芦屋町の川上です。請願第2号に対する賛成討論を行います。後期高齢者医療制度の実施から1年が過ぎ、全国各地で制度の廃止を求める運動が大きく広がり、高齢者を差別するなどの声があふれています。破綻した後期高齢者医療制度の廃止を巡って、総選挙での審判を含め国民の関心は大きく高まっています。地方自治体の廃止を求める意見書などの採択は、全国で667自治体に及び、反対する署名は1,000万署名を超える状況になってます。医療制度の廃止を求める世論と運動の力で政府は制度の実施に合わせて、08年4月4日に事実を偽る名称変更を行い、長寿医療制度を唱えたのを始め、保険料の徴収猶予と軽減、天引き見直し、差別医療の診療報酬の凍結などを繰り返し、70歳から74歳の1割負担を2割負担に引き上げる改悪の凍結を含めると、5,500億円以上を投入し、怒りの沈静化を図ってきました。高齢者全員に負担させるとした保険料も、見直しに次ぐ見直しです。高齢者だけに差別的に持ち込まれた終末期診療報酬も凍結されました。高齢者の受診をかかりつけ医に限定しようとした外来の診療報酬も、医療機関にそっぽを向かれ1割しか使われていません。このように制度は、立ち往生をしているといっても過言ではありません。08年の9月、舛添厚生労働大臣は高齢者医療制度に関する検討委員会を設け、自ら姥捨てバスを描いて制度を抜本的に変えると提案しました。その後、75歳以上だけを詰め込む保険制度をやめ、高齢者の医療費に公費負担を徐々に拡充することなどを提案しています。また与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームでは、75歳の年齢区分に関し

て、後期高齢者診療や、終末期相談支援料等の75歳以上に限定されている診療報酬体系は条件を含め、必要な見直しを行うとし、75歳以上の健康診査については、保険者の努力義務から実施義務に見直すことを通じて、受診率の向上を図るとしており、実質的に年齢により区分する制度が破綻したことが明らかになってます。政府は見直しにより制度を維持すると言いますが、この制度の問題点は高齢者を差別し、尊厳を傷つける実態にあります。後期高齢者の法律では、75歳以上を全部ひとくくりにして後期高齢者とし、老化に伴う生理的機能の低下による治療の長期化、複数疾患への罹患、特に慢性疾患が見られ、多くの高齢者に症状の軽重は別として認知症の問題が見られ、いずれ避けることのできない死を迎えるものと定義しています。

さらに、法律の目的では、老人保健法の老後における健康保持がなくなり、医療費の適正化、医療費の削減だけが盛り込まれました。つまり、治療が長期化し多くは認知症がありやがて死ぬ。そんな後期高齢者にお金をかけても無駄だということになります。だからこそ、高齢者と国民から猛反発を受け制度がまともに実施できなかったのです。こんな姥捨て制度はきっぱりと廃止、撤回する以外にありません。

以上の立場から、請願第2号に賛成いたします。

**議長**（長崎 武利） 質疑の通告はございませんので、これより裁決をいたします。お諮りします。本件について、採択することに賛成の議員は、起立を願います。

（起立少数）

**議長**（長崎 武利） 起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

閉会（16時09分）

**議長**（長崎 武利） お諮りします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長**（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

## 会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長      長崎 武利

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員      齊藤 守史

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員      久芳 菊司